

「個人課税部門における書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方
及び事務手続等について」の一部改正について（事務運営指針）

（趣旨）

本事務運営指針は、税理士法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年財務省令第 24 号）の施行により、税理士法関係様式が改正されたことに伴い、所要の整備を行うものです。

（意見公募手続に付さなかった旨及びその理由）

本件は、税理士法施行規則の一部改正に伴い、その施行に関して必要な事項を定めるため及び当然必要とされる規定の整理のために改正するものであり、行政手続法第 39 条第 4 項第八号に当たることから意見公募手続を実施しませんでした。